

[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [水道局報道発表資料](#) >

報道発表資料「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の特例減免」の受付を令和3年4月20日から開始します

## 報道発表資料「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の特例減免」の受付を令和3年4月20日から開始します

ページ番号：528838 2021年3月8日

問合せ先：水道局総務部お客さまサービス課（06-6616-5467） 建設局総務部経理課（下水道使用料）（06-6615-7545） 経済戦略局産業振興部企業支援課（06-6264-9832）

### 令和3年3月8日 14時発表

大阪市水道局及び建設局では、新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに自粛要請等による影響により経営状況が非常に厳しくなっている酒類を提供している飲食店等に対し、安心して事業活動が行えるよう水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の支払猶予及び特例減免による支援を行います（[令和2年12月23日報道発表済み](#)）。

この度、特例減免申請について、令和3年4月20日（火曜日）から受付を開始します。

なお、テナントビルのオーナー・管理会社等については、飲食店等からの書類のとりまとめを円滑に行うため、まず、事前申込を行っていただき、水道局から必要書類等を送付したのちに特例減免申請を行っていただく、2段階の手続きが必要です。この事前申込については、令和3年3月9日（火曜日）から受付を開始します。

#### 1 特例減免を申請できる方

大阪市水道局と直接給水契約があり、次の（1）または（2）に該当する方

- （1）酒類を提供している飲食店等
- （2）酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等

（注）「酒類を提供している飲食店等」とは、次の全ての要件を満たすものに限ります。

- ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている飲食店等
- ・大阪府が「[第32回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議](#)」（令和2年12月14日開催）において決定した営業時間短縮要請等の対象施設
- ・令和2年3月31日以前に開業し、減免申請日及び減免決定日に廃業していない飲食店等

（注）支払猶予の申込みがない方でも、特例減免の申請が可能です。

## 2 特例減免の要件

1 (1) または1 (2) の酒類を提供する飲食店等の令和2年の売上額が、令和元年の売上額と比較して30パーセント以上減収していること。

なお、当該酒類を提供する飲食店等が平成31年（令和元年）中から令和2年3月末までに開業している場合は、令和2年の売上額と令和元年の売上額の比較方法について、別途定める方法（注）により計算し、30パーセント以上減収していること。

（注）詳細については、[水道局ホームページ](#)にてお知らせします。

## 3 特例減免の対象となる水道料金等

令和3年1月検針分から3月検針分までの水道料金等

ただし、酒類を提供している飲食店等で利用したものに限りです。

（注）1月検針分とは、令和2年12月の検針日から令和3年1月の検針日までにご使用いただいた水量に基づく水道料金等をいいます。

## 4 減免割合

3の水道料金等について、2の要件を満たしたそれぞれの酒類を提供している飲食店等の減収率を踏まえ、次のとおり減免措置します。

- 売上額の減収率が50パーセント以上の場合：特例減免の対象となる水道料金等を全額免除
- 売上額の減収率が30パーセント以上50パーセント未満の場合：特例減免の対象となる水道料金等を半額減免

## 5 特例減免申請の手続

特例減免申請については、「酒類を提供している飲食店等」と「酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等」により申請方法が異なります。

なお、「酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等」の皆様におかれましては、6の事前申込を行っていただき、当局から提供する資料等により、当該建物に入居する酒類を提供している飲食店等の必要書類をとりまとめていただきますようご協力をお願いします。

### (1) 大阪市水道局と給水契約があり酒類を提供している飲食店等

#### 申請方法

原則、[大阪市行政オンラインシステム](#) から申請してください（パソコンまたはスマートフォンから申請が可能です）。

オンラインでの申請ができない方は、郵送での申請をご利用いただけます。

#### 必要書類

- 申請書
- 誓約書
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し

- ・ 酒類の提供が分かるメニュー表の写し等
- ・ 令和元年と令和2年の売上額を比較できるもの など

## （2）大阪市水道局と給水契約があり、酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等

### 申請方法

郵送（追跡可能な方法）により申請してください。

### 必要書類

テナントビルのオーナー、管理会社等の必要書類

- ・ 申請書
- ・ 誓約書
- ・ 水道料金等内訳表

酒類を提供している飲食店等がテナントビルのオーナー、管理会社等に提出する必要書類

- ・ 対象店舗の情報
- ・ 誓約書
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し
- ・ 酒類の提供が分かるメニュー表の写し等
- ・ 令和元年と令和2年の売上額を比較できるもの など

## （3）特例減免申請の受付期間

（1）（2）いずれの場合も、令和3年4月20日（火曜日）から令和3年7月31日（土曜日）まで

（注）郵送での申請の場合、令和3年7月31日（土曜日）の消印有効

## 6 事前申込

酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等を対象とし、当該建物に入居する酒類を提供している飲食店等への特例減免のご案内などの必要資料を事前に送付するための事前申込を受け付けます。

### （1）事前申込方法

原則、[大阪市行政オンラインシステム](#) からお申込みください（パソコンまたはスマートフォンから申込が可能です）。

オンラインでの申込ができない方は、郵送申込がご利用いただけます。

### （2）事前申込の受付期間

令和3年3月9日（火曜日）から令和3年7月16日（金曜日）まで

（注）郵送での申込の場合、令和3年7月16日（金曜日）の消印有効

### （3）水道局から送付する書類

テナントビルのオーナー、管理会社等向け

- ・ 特例減免申請関係書類一式

入居している酒類を提供している飲食店等向け

- ・ 制度案内
- ・ 申請書類一式
- ・ 申請書類を封入する封筒

## 7 問合せ先

水道局総務部お客さまサービス課特例減免担当

電話番号 : [06-6616-5467](tel:06-6616-5467)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.